

審査請求書(初葉)



(注) 必ず次葉とともに、正副2通を所轄の国税不服審判所に提出してください。

控	※ 審判所 整理欄	通信日付	確認印	整理簿記入	本人 確認	番号確認	身元確認	身元確認 (代理人)		
		本人確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()							
国税不服審判所長 殿		① 審査請求年月日			令和5年8月23日					
審査請求人	② 住所・所在地 (納税地)	〒006-0053 札幌市中央区南三条東1丁目4-2			電話番号	011(219)5656				
	③ (ふりがな) 氏名・名称	(ふあーいすといーていんぐ) FAREASTEATING株式会社 (印)			④ 個人番号又は 法人番号	7 4 3 0 0 0 1 0 6 9 6 5 4				
	⑤ 総代又は 法人の代表者	住所・所在地	〒060-0034 札幌市西区西野四条5丁目10-5			電話番号	090(8899)0720			
		(ふりがな) 氏名・名称	(このせいま 古野生真)			総代が互選されている場合は、総代の選任届出書 を必ず添付してください。				
代理人	⑥ 住所・所在地	〒460-0008 名古屋市中区栄1丁目13番2号			電話番号	052(218)7667				
	(ふりがな) 氏名・名称	(せいりしほうじんいんぱくと 税理士法人 Impact 代表社員 大篠直彦)			委任状(代理人の選任届出書)を必ず添付してください。					
審査請求に係る処分 (原処分)	⑦ 原処分庁	(札幌中)税務署長・()国税局長・その他()								
	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	令和5年6月29日付			更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る 日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なり ますから御注意ください。				
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	令和5年6月29日							
		税目等	処分名					対象年分等		
	1 申告所得税(復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 東正(更正の請求に対する更正を含む。)						平成28年6月期、29年6月期、30年6月期、令和元年6月期		
		2 決定						令和2年6月期、3年6月期、4年6月期		
	2 法人税(復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	3 青色申告の承認の取消し						平成28年6月期		
		4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知								
	3 消費税・地方消費税	5 加算税の賦課決定	a 過少申告加算税 b 無申告加算税 c 重加算税					同上		
	4 相続税	6 その他								
5 贈与税							※消費税・地方消費税については、平成28年6月期 及び29年6月期を除く			
6 源泉所得税(復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 納税の告知									
	2 加算税の賦課決定(a 不納付加算税、b 重加算税)									
	1 督促【督促に係る国税の税目: 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税】									
	2 差押え【差押えの対象となった財産】									
	3 公売等【a 公売公告、b 最高価申込者の決定、c 売却決定、d 配当、e その他】									
	4 相続税の延納又は物納【a 延納の許可の取消し、b 物納の申請の却下、c その他】									
	5 還付金等の充当									
	6 その他【】									
7 帰納処分等	8 その他【】									
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日: 平成 年 月 日付									
	⑪ 該当する番号を○で囲んでください。									
	1 再調査の決定あり 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日: 平成 年 月 日									
	2 再調査の決定なし									

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

1号様式(初葉)

審査請求書(次葉)

審査請求人(氏名・名称)

横山俊之 FAREAST EATING ㈱

⑪ 審査請求の趣旨	<p>◎ 原処分(再調査の決定を経ている場合にあっては、当該決定後の処分)の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>1 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。 2 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。 3 その他 ……… []</p> <p>[一部取消しを求める範囲]</p> <hr/> <hr/> <hr/>	
⑫ 審査請求の理由	<p>◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p> <p>別紙のとおり</p> <hr/> <hr/> <hr/>	
⑬ 正当な理由がある場合	<p>◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。 原処分があったことを知った日(原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して3月を経過している。 再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月を経過している。 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して1年を経過している。 <p>[正当な理由]</p> <hr/> <hr/> <hr/>	
⑭ 添付書類	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>1 委任状(代理人の選任届出書)又は税務代理権限証書 2 総代の選任届出書 3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 4 原処分の通知書の写し 5 再調査決定書の謄本の写し(再調査の決定がある場合) 6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類 8 書類の送達先を代理人とする申出書 9 その他 別紙、督促状</p> <hr/> <hr/> <hr/>

- 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
- この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

1号様式(次葉)

別紙

札幌中税務署長（以下「原処分庁」という。）が、令和5年6月29日付で行った法人税額等及び地方法人税額等の更正処分並びに加算税の賦課決定処分、消費税及び地方消費税の更正処分並びに加算税の賦課決定処分（以下「法人税額等の更正処分」という。）については、以下の理由により誤りです。

1 更正通知書の記載内容について誤りであること

国税通則法第28条において、更正の手続が規定されており、更正通知書には次に掲げる事項を記載しなければならないとしている。

- ① その更正前の課税標準等及び税額
- ② その更正後の課税標準等及び税額等
- ③ その更正前の納付すべき税額がその更正により増加する時は、その増加する部分の税額

本件の場合、審査請求人は、原処分庁から調査結果の説明を受けた後に、調査対象期間に係る法人税及び地方法人税の修正申告書、消費税及び地方消費税の修正申告書を電子申告により適法に提出したものであり、手続き的に何の落ち度もない。

したがって、原処分庁が法人税額等の更正処分を行う場合、国税通則法第28条の規定にあるとおり、更正処分より以前に提出された修正申告書の課税標準等及び税額を踏まえて更正通知書を作成する必要があるが、原処分庁が令和5年6月29日付で送達した更正通知書は、記載内容が誤っていることから無効な更正通知書と認められる。

<参考>

<6月29日の手続き>

11:00～12:30 札幌中署にて2社の「調査結果の説明」（Impact大署が代理）

※「加減算事項」が手交された。

14:30～15:00 Impact大署から古野社長に対して「調査結果の説明」内容伝達

※ 修正申告書の提出について協議し、内容的に了承できる部分等について修正申告書を提出することを決定

15:00～15:45 2法人、2個人の修正申告書提出（電子申告）

※「問題事項一覧」のとおり修正申告書を提出した。

16:00～16:10 Impact大署が札幌中署へ架電し、2法人、2個人の修正申告書を提出した旨を通知。札幌中署統括官は電子申告のあったことを確認した旨回答。

17:00～ 札幌中署がFAREAST社の事務所へ訪問（更正通知書持参）

電子申告により修正申告書を提出したこと再度申し出、無効な更正通知書ではないかと抗議。

17:20 原処分庁が更正通知書をそのまま送達する旨主張したため、受理することとした（送達記録書にサイン）

平成23年の国税通則法改正を受けて、調査終了の際の手続として、調査結果の内容を説明することが、同法74条の11に規定された。これを受けた国税庁は、「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」（以下「調査手続指針」という。）を定めた。

国税庁は、調査手続指針の第一章において、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」との国税庁の使命を適切に実施する観点を掲げた上で、各種手続きについて規範している。

調査手続指針の第二章4(2)調査結果の内容の説明等において、非違の項目や金額を整理した資料を示すとしており、本件事案においては、原処分庁から令和5年6月29日午前11時から始まった調査結果の説明の際に、「加減算事項」が示されるとともに、「この内容で更正処理する」旨の一方的な通告を受けた。

理由を問い合わせたと、以前（5月初旬と想定されるが、、、）税理士大箸が、「不当課税に関して正式な謝罪が無ければ更正していただくしかない」旨の発言をしたことの理由として告げられた。一方で、5月後半から6月中に、税理士大箸が連絡する都度「古野社長（審査請求人代表者）は会社の決算である6月末までに修正したい。」と再三告げていた件については、無視する発言であった。

本件についても、その場で、税理士大箸は、札幌中署統括官に対して「内容はともあれ調査結果の説明については理解したので、この後、本人（古野社長）と面会して、修正申告を提出するかどうか協議する」旨の説明をした。

古野社長との協議の結果、以下の方針とした。

- ① 調査結果説明の内容に納得できる事項に関して修正。
- ② 署が把握できていないFC店に対する売上除外等の事項に関して修正。
- ③ グループ法人との取引に関する売上漏れ等の事項に関して修正。
- ④ グループ法人との取引に関する出向料、仕入、業務委託費等の事項に関して修正。
- ⑤ ひかり税理士法人が不正隠蔽のために行った仕入及び経費等の減算に関して修正。
- ⑥ 調査結果説明の内容に帰属認定誤りのある事項については修正項目から除外する一方で真の帰属者の修正申告書を提出。

古野社長との協議の結果を受けて、適法に電子申告システムを活用して、2法人、2個人に係る修正申告書を提出し、提出完了後の午後4時に札幌中署統括官に電話連絡した上で、提出を確認した旨の回答を得た。

その後、国税通則法第28条の規定によらない誤った内容の更正通知書が、原処分庁から半ば強引に手交・送達されたものである。

2 原処分庁の不適切な調査事務処理手続きにより調査が終了し、作成された更正通知書であるため更正処理の内容が誤っていること

原処分庁は、令和5年3月30日の時点で、不当な課税を強行しようとしていた（未遂）ところ、3月31日に税理士Impactが関与し、疑問点・問題点を多数指摘し、4

月以降に、調査内容の見直し及び再調査が必要となった。

再三、審査請求人が証拠書類を再提出するとともに、問題点を指摘しているにもかかわらず、原処分庁は、十分な証拠収集と内容の確認及び取引実態の確認等（以下「証拠確認等」という。）に基づく事実認定がされていない状況で一方的に調査を終結し、令和5年6月29日に調査結果の説明を行った。

原処分庁は、調査不十分及び内容検討不十分な状態で、審査請求人に対する証拠確認等を放棄し、また審査請求人との金額の確認や内容の擦り合わせを拒否したため、不備・矛盾だらけの調査結果説明（「加減算事項」）となった。

※証拠：「加減算事項」⇒国税側調査結果、「問題事項一覧」⇒会社側調査結果

審査請求人の代理人税理士大箸は、原処分庁による調査結果の説明の際においても、「6月21日に提出した証拠書類の検討がされていないこと」、「グループ法人間の出向の処理が全く行われていないこと」及び「フランチャイズ店に対する売上除外が新たに判明したこと」等について具体的に指摘・説明したが、原処分庁は全く聞く耳を持たず、証拠書類等の確認等を行うことなく、調査結果の説明を終了した。

原処分庁は、その後審査請求人が修正申告書を提出したことを確認したが、これを無視して、令和5年6月29日午後5時20分に更正通知書を送達する方法により、更正処分を行った。

国税庁は、調査手続指針の第二章4(4)調査終了の際の手続において、「調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について、納税義務者から修正申告書等の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされるまでの間又は更正決定等を行うまでの間において、当該調査結果の内容の説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合など、当該調査結果の内容の説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認められた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行う。なお、調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合とは、納税義務者から新たな証拠の提示等があり、当該調査結果の内容の説明の前提となる事実関係に相違が生じるような場合をいう。」とされており、税務行政について一般的にこのルールで通常行っている。

原処分庁は、本来であれば、令和5年6月29日の調査結果説明の際ににおける審査請求人の代理人税理士大箸からの説明を受けて、国税庁の調査手続指針に基づき、直ちに調査を再開した上で証拠書類の確認や当事者からの聴取調査等を行う必要があったところ、これを行わず、一方的に令和5年6月29日に更正処分を行ったものである。

3 無効な更正通知書を基にした督促状であるため無効であること

原処分庁が法人税額等の更正処分を行う場合、国税通則法第28条の規定にあるとおり、更正処分より以前に提出された修正申告書の課税標準等及び税額を踏まえて構成通知書を作成する必要があるが、原処分庁が令和5年8月7日付で通知した督促状は、無効な更正通知書を基にした督促状であるため無効と認められる。

以上の状況のとおり、札幌中税務署長が行った法人税額等及び地方法人税額等の更正処分並びに加算税の賦課決定処分、消費税及び地方消費税の更正処分並びに加算税の賦課決定処分については、交付された更正通知書が違法なものである上に、内容的にも誤りでありますので審査請求することにしました。

